

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス

重要事項説明書

あなたに対する短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 佐世保白寿会
事業者の所在地	長崎県佐世保市鹿子前町904-1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 富永 雅也
電話番号	0956-28-1181

2 ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 さざ・煌きの里
施設の所在地	長崎県北松浦郡佐々町八口免805-2
施設長名	井上 哲朗
電話番号	0956-41-1122
ファクシミリ番号	0956-41-1188

3 事業の目的と運営の指針

事業の目的	この事業は、利用者の心身機能の維持・向上ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護(要支援)状態にある高齢者等に対し、適正な短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)を提供することを目的とする。
施設運営の方針	<p>事業所の従業者は、利用者が要介護(要支援)状態になった場合でも、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持・向上ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるように援助を行う。</p> <p>事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村等保険者、居宅介護支援事業者(地域包括支援センター〔介護予防支援事業者〕)、他の居宅サービス(介護予防サービス)事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p>

入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・最低週2回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等の方についても機械浴槽を用いての入浴が可能です。 ・入浴は異性介助となる場合もあります。同性介助を希望される場合は、事前にお申し出ください。
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ等の交換は週1回行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設医師による健康管理に努めます。また、緊急時等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関に通院する場合には、その介添えについてできるだけ配慮します。
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入所者およびその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 (相談窓口)生活相談員
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、送迎車(リフト付の車もあります)で入退所の送迎を行います。

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
特別な送迎	・通常の送迎実施区域外の方で、送迎をご希望の方に送迎車にて送迎を実施します。
食材の提供	・管理栄養士による食材の検収により、新鮮な食材を提供します。
理美容サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月2回(第1月曜日/第3火曜日)「ヘアーサロンイマザト」の出張による理髪サービスをご利用いただけます。 ・毎月1回(第2月曜日)「美容院 MASH」の出張による美容サービスをご利用いただけます。
レクリエーション行事	・当施設では、季節ごとの年間施設行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。

8 苦情等申立先

常設の窓口	苦情受付担当者 管理部 事務長 堤 朗 (苦情解決責任者)
	ご利用時間 平日午前8時30分から午後5時30分 常時連絡の取れる体制を確保しております
	ご利用方法 電話 0956-41-1122 面接 意見箱(玄関)

*その他、下記の機関へも苦情申し立てができます。

国民健康保険団体連合会

長崎市今博多町 8-2 Tel : 095-826-7291

佐々役場 Tel : 62-2101

長崎県長寿社会課 Tel : 095-895-2436

9 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	名称 医療法人十全会 潜竜徳田循環器内科整形外科病院 住所 北松浦郡江迎町田ノ元免467
協力歯科医療機関	名称 医療法人 西田歯科 住所 北松浦郡佐々町市場免7-8

10 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度「面会人名簿」にご署名ください。(面会時間は午前8時30分から午後8時00分までです)
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
医療機関への受診	医療機関における診療等が必要な方は、原則としてご家族に送迎をお願いいたします(病状等によっては、この限りではありません)。医療機関を受診される際は前もってお知らせください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は行事食を利用して、提供しております。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
財産の管理	原則としてお断りしておりますが、やむを得ない場合はご相談ください。
宗教活動・政治活動	施設内での宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
ペットの持ち込み	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

11 非常災害時の対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年6回、定期的に避難、救助、通報等の訓練を行います。

耐火構造・簡易耐火構造の別	消防用設備その他非常災害設備
耐火構造	・避難階段3ヶ所・スプリンクラー・非常電源設備・非常口2ヶ所・自動火災報知設備・カーテン等の防火性能・防火戸・防火シャッター・非常通報装置・屋内消火栓11ヶ所・屋外消火栓1ヶ所・誘導灯及び誘導標識
防火管理者	林 増一郎

< 利 用 料 金 >

令和7年4月1日現在

1. 短期入所生活介護の基本料金

- ① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。)

併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>

(負担割合1割で表示しています。2割、3割の方は割合に応じた倍数となります。)

(1割負担)

- | | |
|-----------|-------|
| ・ 要 支 援 1 | 451 円 |
| ・ 要 支 援 2 | 561 円 |
| ・ 要 介 護 1 | 603円 |
| ・ 要 介 護 2 | 672円 |
| ・ 要 介 護 3 | 745円 |
| ・ 要 介 護 4 | 815円 |
| ・ 要 介 護 5 | 884円 |
- ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 円/日
- ③ 若年性認知症利用者受入加算 120 円/日
- ④ 療養食加算(療養食を提供した場合のみ) 8 円/1 食
- ⑤ 在宅中重度者受入加算(利用中である訪問看護事業所に健康管理を行わせた場合)
1割 425 円/日
- ⑥ 送迎加算 1割 184 円/片道
- * 送迎実施地域; 北松浦郡佐々町、江迎町、鹿町町、佐世保市小川内町、八の久保町、岳野町、踊石町、牧の地町、皆瀬町、十文野町、野中町、原分町、吉岡町、瀬戸越町、上本山町、下本山町、愛宕町、木宮町、相浦町、上相浦町、川下町、棚方町、光町、浅子町、中里町、松瀬町、大野町、新田町、菰田町、白仁田町、知見寺町、吉井町、世知原町、小佐々町、離島を除く松浦市、平戸市田平町とする。
- * 送迎実施地域以外の送迎についての費用は実費とする。
さざ・煌きの里から25km以内;800円
25km以降5km毎に200円増
尚、有料道路についての費用は実費とする
- ⑦ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(入所から7日を上限)
200円/日
- ⑧ 口腔連携強化加算 50 円/(1 月 1 回まで)
- ⑨ 緊急短期入所受け入れ加算(7日限度) 90円/日
- ⑩ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10 円/月
- ⑪ 介護職員処遇改善加算 I 総報酬×14.0%

2. その他の利用料

- ① 食費 1,750 円 (朝食 : 460 円、昼食 : 660 円、夕食 : 630 円)
(ただし、食費についての負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 滞在費(療養室の利用費)/1日 450 円<多床室>
(ただし、滞在費についての負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)
- ③ 日常生活費 300円/日
石鹸、歯ブラシ、義歯洗浄剤、おしぼり、タオル等の費用、また各種クラブ活動費、行事用プレゼント等の費用
- ④ 洗濯代
衣類(各上下)、パジャマ、バスタオル等 1点 200 円
下着、靴下、タオル等 1点 70 円
*毛布、タオルケット、ボアシート等大物についてはクリーニング代実費
- ⑤ 文書作成料(診断書等の文書の発行を希望された場合) 2,000 円/回から
- ⑥ 利用者が選定する特別な食事の費用 実費相当額
- ⑦ 利用者負担が適当と認められるその他の費用 実費相当額

個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設さざ・煌きの里では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[当施設内部での利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービス等を提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設内部での利用目的]

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供にかかる利用目的]

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

[サービス向上に係る利用目的]

- ・ 学会・研究会等での事例発表
※この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

重要事項説明書同意書

(短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)サービス)

私は、本書面に基づいて乙より上記の重要な事項の説明に同意し、一部交付を受けたことを確認します。

令和____年____月____日

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者の家族等 住所 _____

氏名 _____

続柄 _____